

トルコにおける意匠の優先権主張について

Destek Patent, INC.

DESTEK PATENT は 1983 年に設立され、トルコの知的財産（IP）の管理と保護に関して優れた評価を得てきており、知的財産保護のすべての分野、特に工業所有権法、不公正競争、著作権、ライセンス、税関での押収、調停、合併および買収、会社法に関して、トルコ内外の多くの主要企業、中小企業、大学、研究機関のクライアントに対して助言と法定代理を提供している。

【概要】

トルコ産業財産法（法律第 6769 号、Sınai Mülkiyet Kanunu : SMK）によると、優先権主張はトルコの商標出願、意匠出願、特許・実用新案出願で享受することができる。優先権を主張するための要件は産業財産法および産業財産法施行規則に規定されている。本稿では意匠について説明する。

【詳細及び留意点】

優先権主張に関する法律条文

産業財産法 第 62 条（優先権主張およびその効力）

(1) パリ条約もしくは世界貿易機関設立協定の締約国の一の国民である自然人、法人もしくはその承継人またはこれらの国の市民でない場合でも、これらの国の一において居所もしくは商業組織を有する自然人、法人もしくはその承継人は、パリ条約の規定の範囲内で、当該人が管轄当局に正規になした意匠の登録出願の日から開始する 6 か月以内に、トルコにおいて同一の意匠を出願するための優先権の利益を享受する。この期間内に使用されない優先権は、喪失するものとする。優先権の利益を享受するためには、最初の出願がなされた管轄当局からの優先権書類を入手するものとする。

(2) (1)にいう自然人もしくは法人またはその承継人は、当該人がパリ条約または世界貿易機関設立協定の非加盟国において正規になした意匠出願に基づいて、(1)の規定の範囲内で優先権の利益を享受する。

(3) 先の最初の出願と同一の国においてなされ、かつ、同一の主題を対象とする後の出願は、先の出願が、後の出願の日の時点で、精査のために公衆に提示されることなく、かつ、如何なる権利も付与されることなく、取り下げられ、あるいは取り下げられたと認められ、もしくは拒絶されていることまたは優先権の基礎となっていないことを条件として、優先権を決定するに当たって最初の出願とみなされる。この場合、先の出願は、優先権請求（request：主張）の基礎としてはならない。

(4) 本条の規定は、第3条(1)(c)にいう自然人または法人に適用されるものとする。

(5) 第3条にいう自然人または法人であって、トルコにおける国内もしくは国際博覧会でまたはパリ条約もしくは世界貿易機関設立協定の締約国における公式国際博覧会もしくは公式と認定された博覧会で、出願がなされている意匠または意匠が適用されている製品を展示する者は、博覧会の日から開始する6か月以内に、トルコにおいて出願するための優先権の利益を享受する。

(6) 出願がなされている意匠または意匠が適用されている製品が、博覧会において公式開会日前に見ることができする方法で展示された場合は、優先権は、製品の展示日から開始するものとする。

(7) 博覧会において展示された製品と同一または類似の製品につき2以上の出願がなされた場合は、最初の出展者が、優先権の利益を享受する。製品が同時に展示された場合は、最初の出願人が、優先権の利益を享受する。

(8) (1)および(5)に定める期間内に優先権に基づいて出願がなされた場合は、優先日後の第三者による出願および第三者の名義での意匠登録は、無効であるものとする。

この条文では、パリ条約に基づく優先権について規定している。この条文は、パリ条約の規定または世界貿易機関の協定に基づく相互主義の枠内で優先権を享受する権利を有する者を規定し、優先権の請求は出願人に優先権を付与し、同じ国で同じ主題の2つの出願が行われた場合、どちらの出願が優先権付与の基礎となるかを規定している。

優先権を享受する期間は、パリ条約に基づき 6 か月とされている。また、この条文はトルコで開催される国内または国際的な展示または見本市、またはパリ条約または世界貿易機関設立協定の締約国である公式または公式に認められた国際展示または見本市での展示から生じる優先権を規定し、その権利を享受するための要件を規定している。

産業財産法 第 63 条（優先権およびその効力）

- (1) 優先権の請求は、出願とともになされるものとする。関係書類は、出願日後 3 か月以内に庁に提出するものとする。そうでない場合は、優先権の請求は、無効であるとみなされる。
- (2) 優先権および規定は、第 62 条による優先権出願日または第 62 条(5)および(6)の日に従って生じる。
- (3) 1 つの意匠につき 2 以上の優先権が請求された場合は、優先権は、最初の優先権の日から開始するものとする。
- (4) 博覧会に基づく優先権は、第 62 条(1)により付与される優先期間を延長しないものとする。
- (5) 優先権の請求に関する手続および原則は、規則により決定されるものとする。

この条文は、優先権の請求、そのために必要な書類および請求の結果を規定し、また、請求は請求期間内に行われること、優先権の請求のための書類は請求日から 3 か月以内に庁に届けられることを規定している。

優先権請求に関する施行規則条文

産業財産法施行規則 第 56 条（優先権の請求）

- (1) 出願人またはその代理人は、出願様式で、利益を享受したい優先権を提示する。
- (2) 出願で優先権の利益を享受したいと請求された場合、最初の出願が行われた国の知財庁によって与えられた承認された優先権証明書の原本と、書類によって

承認された宣誓した翻訳者によるトルコ語翻訳とを3か月以内に庁に提出する。優先権請求の手数料が納付されない、不足する、または優先権証明書の承認されたトルコ語翻訳が提出されない場合、特許商標庁はこの欠陥を修正するために2か月間の猶予期間を与える。この期間内に修正がなされない場合、優先権の使用の請求は行われなかったものとみなされる。

(3) 優先権が、トルコで開催された展示会での展示に基づく場合、当局が撮影した、展示された製品を明確かつ完全に示し、製品が見えるように置かれた日付を示す写真と、展示会の公式公開日を示す書類とを提出する。

(4) 外国の展示会で展示された製品の場合、展示会を開催した当局により発行された、第3項に示した書類を提出する。

(5) 優先権の使用期限は6か月である。この期間は、優先権が発生する最初の出願が行われた日に始まる。出願日当日はこの期間に含まれない。

(6) 一つの意匠に対して複数の優先権が請求された場合、優先権は最初の有効な権利日から開始する。

(7) 優先権の請求には、優先権が発生した出願のなされた国、日付、出願番号が記載される。

(8) 優先権の請求が適切であると判明した場合、その状況が登録簿に記録され、意匠登録証明書に記載される。

(9) 複数の出願のために提出された優先権書類は、どの意匠の登録を求める出願のためのものであるかを示すものとする。

産業財産法施行規則第57条（優先権の所有権の変更）

(1) 外国で行われた最初の出願の出願人がトルコの出願人と異なる場合、出願で、この変更がどのように発生したか、変更の日付、変更の当事者の名前を宣言する。

産業財産法施行規則 58 条（優先権証明書発行）

(1) トルコでの正式に作成された意匠出願または登録に基づいて請求される優先権証明書は、手数料の支払いに関する情報が庁に届けられる場合、意匠の作成者の要求に応じて発行される。

【ソース】

- ・トルコ産業財産法（法律第 6769 号）

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/turkey-sangyou.pdf>

- ・トルコ産業財産法施行規則（SINAI MÜLKİYET KANUNUNUN UYGULANMASINA DAİR YÖNETMELİK）

<https://wipolex.wipo.int/en/text/463332>

（編集協力：日本国際知的財産保護協会）